

～ 営業者の皆様へ ～

- いわゆる「JKビジネス」（女子高生を「JK」と称して商品化し、性を売り物とする新たな営業形態）により、18歳未満の青少年が性犯罪に巻き込まれる危険性が高まっております。
- このため、愛知県では「JKビジネス」に関するサービスを提供する営業を「有害役務営業」として立入調査等の対象とし、営業者等に対し青少年に従事させない、客としない等の規制を愛知県青少年保護育成条例に規定しました。（平成27年3月24日公布、7月1日施行）

○「有害役務営業」（第4条第5号）

「有害役務営業」には「店舗型有害役務営業」と「無店舗型有害役務営業」があります。

「店舗型有害役務営業」

（第4条第6号）

- イ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する役務を行う者に、客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるといえるような姿態をさせるもの
- ロ 個室を設け、当該個室において専ら異性の客に対し接触する役務を提供する営業
- ハ 店舗を設けて、客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるといえる人の姿態を客に見せる役務を提供する営業
- ニ 店舗を設けて、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせる営業

※風営適正化法に基づき、許可・届出をしている営業を含みます。

「店舗型有害役務営業者等」に対する禁止行為等

禁止行為

- ① 青少年を「有害役務営業」において客に接する業務に従事するよう勧誘する行為の禁止（第17条の3第1号）
※「店舗型有害役務営業者等」を含め誰でも規制対象となります。
- ② 青少年を営業所で客に接する業務に従事させることを禁止（第17条の5第1項第1号）
- ③ 青少年を営業所に客として立ち入らせることを禁止（第17条の5第1項第2号）
- ④ 青少年に対し、営業所の所在地等を記載されたビラ等を頒布することを禁止（第17条の5第1項第3号）
- ⑤ 従業者名簿の備付け・保存を義務付け（第17条の5第3項）
- ⑥ 広告宣伝の際に青少年の立入禁止の明示を義務付け（第17条の5第4項）
- ⑦ 営業所への青少年の立入禁止の掲示を義務付け（第17条の5第5項）

営業停止命令⑧

- ①～④の違反行為に対する営業停止命令（第17条の6第1項）
- 営業停止命令の公表（第17条の6第2項）

罰則

1年以下の懲役
又は50万円以下の罰金
（営業停止命令違反⑧）

6月以下の懲役
又は50万円以下の罰金
（禁止行為②、③）

30万円以下の罰金
（禁止行為①、④、⑤）

「無店舗型有害役務営業」

(第4条第7号)

- イ 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において専ら異性の客に対し接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- ロ 客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるような人の姿態を客に見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- ハ 営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせる営業で、当該同伴をさせる者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

※風営適正化法に基づき、許可・届出をしている営業を含みます。

「無店舗型有害役務営業者等」に対する禁止行為等

禁止行為

- ① 青少年を「有害役務営業」において客に接する業務に従事するよう勧誘する行為の禁止(第17条の3第1号)
※「無店舗型有害役務営業者等」を含め誰でも規制対象となります。
- ② 青少年を客に接する業務に従事させることを禁止(第17条の5第2項第1号)
- ③ 青少年を客とすることを禁止(第17条の5第2項第2号)
- ④ 青少年に対し、当該営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先が記載されたピラ等を頒布することを禁止(第17条の5第2項第3号)
- ⑤ 従業者名簿の備付け・保存を義務付け(第17条の5第3項)
- ⑥ 広告宣伝の際に青少年の利用禁止の明示を義務付け(第17条の5第4項)

営業停止命令⑦

- ①～④の違反行為に対する営業停止命令(第17条の6第1項)
- 営業停止命令の公表(第17条の6第2項)

罰則

1年以下の懲役
又は50万円以下の罰金
(営業停止命令違反⑦)

6月以下の懲役
又は50万円以下の罰金
(禁止行為②)

30万円以下の罰金
(禁止行為①、④、⑤)

○その他

- 調査対象の追加(第27条)
有害業務営業者等を報告徴取・立入調査の対象とする

10万円以下の罰金
(立入調査の拒否や妨害等の違反の場合)

- 両罰規定(第30条)
違反行為者とともに監督する立場にある雇主に対しても同様の罰金刑を適用

愛知県県民生活部社会活動推進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話 052-954-6175(ダイヤルイン)